

○新井主査 ただいまから、成年後見制度利用促進専門家会議 成年後見制度の適切な運用に係るワーキング・グループの第2回を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

次に、本日の出席状況について、事務局から報告をお願いいたします。

○金久保補佐 事務局から本日の出席状況等について御報告いたします。本日は、瀬戸委員、野澤委員の2名から御欠席の御連絡をいただいております。また、高橋委員の代理として茨城県水戸市福祉部調整監の小林様、馬渡委員の代理として最高裁判所事務総局家庭局第二課長の遠藤様に御出席いただいております。なお、青木委員からは30分ほど遅れての御参加となる旨伺っております。

また、本会議はこちらの会場とウェブ会議システムを併用して開催しております。委員の皆様により意見交換の際に、御意見がある場合は、会場で参加されている方は挙手を、ウェブ会議に参加されている方は、画面下部にある「リアクション」ボタンの中にある挙手機能を用いて挙手をお願いいたします。御発言が終わった際は、「手を下げる」ボタンを押していただきますようお願いいたします。

報道関係者におかれましては、カメラ撮りはここまでとさせていただきます。これ以後の録音・録画は禁止させていただきますので、御留意ください。

事務局からは以上でございます。

○新井主査 それでは、議事に移ります。本日は、3つの議題があります。それぞれ関係省庁等から現状の取組等を説明していただいた後、意見交換を行います。

初めに、議題1「適切な後見人等の選任等に向けた環境整備」についてです。法務省、厚生労働省、最高裁判所の順に説明をお願いいたします。

まず、法務省からの説明をお願いいたします。

○波多野参事官 法務省民事局参事官の波多野でございます。法務省からは、資料1-1に沿って御説明をいたします。

議題1との関係では、補助人の解任事由と報酬について、改正後の制度がどのようなものかということを御説明させていただきまして、適切な補助人の選任等に向けた環境整備に関する御議論の前提となる情報を提供させていただきたいと存じます。

資料をおめくりいただきまして、3ページ目でございます。こちらは、第21回専門家会議でお配りしている資料の抜粋でございますが、まず、交代・解任との関係におきましては、この赤枠で示しているところについて、御説明をしていきたいというものでございます。

資料1枚おめくりいただきまして、4ページ目でございますが、下のほうに現行の解任事由を記載しておりますけれども、現行法は、補助人に不正な行為、著しい不行跡、その

他、後見の任務に適しない事由があるときが、解任事由とされております。

このような現行の制度に対しまして、第二期成年後見制度利用促進基本計画の中では、「本人が必要とする身上保護や意思決定支援の内容やその変化に応じ後見人等を円滑に交代できるようにすべき」といった指摘がされておりました。

そこで、改正後の制度では、現行の解任事由に加えて、一番上のマルのところですが、「本人の利益のために特に必要があるとき」という解任事由を新設したというものでございます。

では、1枚お進みいただきまして、5ページでございますが、どのような場合が、この本人の利益のために特に必要があるときに当たるのかというところでございます。これは、今後、実務において、個別の事案における具体的な事情に即した家庭裁判所の判断によるものではございますけれども、国会での審議などを踏まえまして、その具体例としては、例えば、補助人が財産管理は行っているものの、本人に面会しなかったり、本人の家族などの本人を支援するチームと連絡を取らなかったりした結果、本人や関係者と適切な関係を構築することができていない事案や、補助人が本人の意向に反し、かつ、何ら合理的な理由なく、本人をその支援する家族や社会福祉関係者等から引き離すような施設への入所契約を締結した事案などが想定されるという議論がされてきたところでございます。

では、1枚おめくりいただきます。次に、報酬の関係でございます。報酬の考慮要素の明確化でございますが、この資料の一番下の赤枠の部分でございます。

また1枚お進みいただきまして、7ページを御覧いただければと思いますけれども、「報酬の事務の内容」は、現在でも「その他の事情」として考慮されておりますけれども、報酬を算定するに当たっては、補助人が行った事務の内容をより重視すべきであると考えられることから、補助人の報酬の際の考慮要素として、「補助の事務の内容」を明確化する規定をしたというところでございます。

資料1枚お進みいただきまして、現状・課題でございますけれども、これまで御説明した内容のうち、補助人の解任事由に関しましては、現状は、改正法によって本人のニーズに合った保護を受けることを可能とする観点から、「本人の利益のために特に必要あるとき」という補助人の解任事由を追加したものでございます。

新たな解任事由を設けた趣旨を踏まえて、補助人による補助の事務が行われる必要があるというところでございます。

そこで、論点としましては、新たな解任事由を設けた趣旨に沿った運用がされることに向けて、新たな解任事由に該当するものとして想定される典型例の周知等を行うことを含め、どのような対応が求められるかということを提示しております。

法務省からの資料の説明は、以上でございます。

○新井主査 ありがとうございます。

続いて、厚生労働省から説明をお願いいたします。

○占部成年後見制度利用促進室長 厚生労働省です。資料1－2に沿って御説明をさせて

いただきます。

「適切な後見人等の選任・交代の推進等」という論点について、第二期基本計画では、現行の成年後見制度下において、後見人の選任等の形で本人を支える権利擁護支援チームを形成する機能の発揮という観点から、受任者調整の取組を地域の実情に応じて進めること、あるいは、後見人が選任された後の権利擁護支援チームが、課題解決に向けた支援を適切に行うことができるように、必要な支援を行う機能の発揮という観点から、後見人等に関する苦情への対応といった形で、その対応について整理をしているところです。

これを踏まえ、資料においては、主に受任者調整及び苦情への対応という観点での現状の取組状況について整理をしております。

資料の3ページが、受任者調整についての第二期基本計画あるいは関連文書における記載です。

4ページ以降に、受任者調整についての市町村・中核機関の取組状況を記載しております。中核機関を整備済みの1,340市町村のうち、「後見人等の候補者と選任形態についての調整（受任調整会議の開催を含む）」といった形でこれを実施している市町村が61.3%、それから、「支援の見直しに係る検討調整」を実施している市町村が36.3%となっております。

したがって、後見人等の選任に当たって、何らかの調整を行っているという市町村が、全市町村のおおむね半数程度となっております。

また、5ページですが、市町村協議会における議題において、受任調整に関する内容を入れているのが大体20%程度の数字となっております。

一方で、少し飛んで、資料の8ページ以降で、こちらは都道府県における取組の状況ですけれども、協議会において受任調整について取り扱うという都道府県は比較的少ない一方で、次の9ページで、体制整備アドバイザーを設置している都道府県では、大体半数程度でその主な役割に受任者の調整あるいはマッチング・受任イメージの共有に関する助言といったことを位置づけています。

以上が受任調整について自治体における取組の状況です。

続いて、後見人等への苦情に関する取組について、資料11ページ以降です。後見人等に関する苦情等への対応については、第二期基本計画の中でも一定の整理を行っております。後見人等に関する苦情等には、後見人等の不適正・不適切な職務に関するものだけでなく、後見人等が本人・親族等や支援者の意向等に沿わないことへの不満、あるいは本人・親族等が成年後見制度実務への十分な理解がないこと、本人や支援者とのコミュニケーション不足によって生じる意見の食い違いなど様々なものがあるため、まずは、成年後見制度等に関する広報や事前の説明により、本人や関係者の制度に関する理解を促進することが重要とされています。

その上で、家庭裁判所、専門職団体、市町村・中核機関、それぞれの役割を基本としまして、苦情等に適切に対応できる仕組みを地域の実情に応じて整備していく必要があると

しているところです。

その上で、後見人等に関する苦情等を把握した機関は、苦情等に関する事情を十分に聴取・確認し、本人の権利・利益の観点から、苦情として具体的な対応を必要とするものかどうかというのを検討した上で、具体的な対応が必要と判断した場合については、各機関の役割や地域における対応・体制の実情などを踏まえて、自ら主体となって調整すべきものかどうかということを検討することとされています。検討の結果、ほかの機関が調整することが適当な事案の場合は、適切な機関に対応を引き継ぐこととされております。

14ページ以降が、実際の取組状況調査における市町村の協議会や中核機関における苦情への対応に関する取組状況です。また、16ページ以降が、都道府県に配置されたアドバイザーによる取組の状況です。これらの受任調整や苦情対応に関する取組の実態を調査することと併せて、課題の整理・分析を行う観点から、18ページのとおり、令和7年度に、「地域連携ネットワーク強化に向けた中核機関の受任調整会議等のチーム体制構築と取組推進に関する調査研究」を行っております。この調査事業の内容についてまとめたものが19ページ以降になりますが、受任調整の在り方、あるいは苦情の予防・未然防止の重要性について、改めて、考え方の整理を行うとともに、課題として、苦情等の受付から関係機関の連携を経て終結に至るまでの一連の対応スキームについては、現時点では整理されているとは言えない状況にあること。また、この点については、後見人等の解任・交代の在り方を含む民法改正や中核機関の役割の明確化を含む社会福祉法改正の内容と密接に関係することから、これらの制度改正の内容を踏まえた上で、整理・検討を行うことが適当とされております。

また、各地域の実情に応じた体制整備を段階的かつ実践的に進めていく必要があることから、21ページのとおり、「権利擁護支援チームの形成支援機能・自立支援機能強化に向けた取組ポイント集」を作成しております。こちらについて、ポータルサイト等により自治体向けに周知を行っているところです。本日の参考資料4にも添付をさせていただきます。

これらの論点につきましては、22ページの今年度実施する中核機関の運営マニュアルの策定に向けた調査研究においても、検討課題になるものと考えております。

最後、23ページが「現状・課題」及び「論点」でございます。特に「現状・課題」のところに記載のとおり、新たな成年後見制度におきましては、本人に必要な事項について代理権・取消権を付与する補助の制度に一元化されることとなりますので、受任者調整に求められる役割も変わることが考えられること。また、本人の利益のために特に必要があるときに、解任が可能となることから、本人や家族からの苦情等を契機として、より柔軟に補助人等が解任されることも想定されます。

以上を踏まえまして、「論点」としては、まず、中核機関が中心となって実施している受任者調整や補助人等の交代に係る調整について、民法等改正法の施行後においては、どのような役割を果たすことが期待されるか。また、その役割を踏まえた上で、民法等改正

法を踏まえた適切な選任・交代に向けた連携の在り方や、地域権利擁護相談支援センターの役割について、どのように考えるか。また、後見人等に関する苦情等への対応の在り方について、どのように考えるかという形としております。

厚生労働省からの説明は、以上でございます。

○新井主査 ありがとうございます。

続いて、最高裁判所からの説明をお願いいたします。

○遠藤第二課長 最高裁家庭局でございます。最高裁判所からは、資料1－3に沿って御説明をさしあげたいと思います。

具体的に御説明する項目については、スライド1ページに記載の「裁判所における取組の状況」に記載されている各項目になります。

進んで、スライドのまず2ページです。こちらの上段を御覧ください。まずは、【適切な後見人等の選任に係る取組】について御説明をいたします。

後見人等の選任は裁判事項ではございますが、一般論として申し上げれば、事案に応じた適切な後見人等の選任という観点から、裁判官は個々の事案における御本人のニーズ・課題等を含む諸事情を総合的に考慮して判断しているものと承知をしております。

その上で、裁判所内部の議論を通じまして、家庭裁判所において、チーム形成支援の一環として行われる受任者調整の結果を十分に考慮して後見人等を選任することで、申立て前からのチームの形成と選任後のチームによる支援の連続性を保つことが、御本人の利益に資するといった考え方が共有されてきますとともに、裁判所においても、受任調整の意義や検討のプロセスなど、申立て前における福祉的な支援の実情について理解することが重要であるという共通認識が形成されているものと承知しております。

このような観点からの具体的な取組といたしまして、こちらのスライドに記載しているとおり、複数の家庭裁判所におきまして、受任者調整会議の傍聴・見学が行われているだけでなく、関係機関との間で、個人情報を含まない模擬事例の検討を通じるなどして、家庭裁判所がそれらの機関との間で後見人等を選任する際の考慮要素を共有したり、後見人等候補者のイメージの共通認識を深める取組を進めている家庭裁判所もあると承知をしております。

ほかにも、裁判所内部における自律的な検討といたしまして、専門職の後見人等の職種選定や選任形態についても、裁判所内部の研究会等における意見交換を通じて、イメージを共有する取組が行われているところです。

次いで、スライド下段の【適切な後見人等の交代に向けた取組】についてです。昨年4月から、全国の家庭裁判所において運用が開始されました後見等事務報告書の統一書式におきましては、身上保護事務や、本人の意思確認に関する報告項目を新設しておりますが、それに加えて、定期報告用の統一書式には、課題の解決状況を初めとする今後の後見事務の方針を記載する欄を設けております。

家庭裁判所におきましては、この欄の記載内容を通じて、将来的な交代を見据えた課題

の解決状況を把握することが可能となっておりますほか、専門職後見人において、同欄への記入を契機といたしまして、親族後見人や市民後見人への交代の要否に係る検討が期待されるところでもございまして、実際にも、そのような観点でこの欄を活用している例もあると聞き及んでおります。

次いで、スライド3ページを御覧ください。前回も御議論をいただいたところですが、本人情報シートに係る取組について、少し御説明をいたします。御案内のとおり、本人情報シートは、医師において診断書等を作成する際の補助資料として活用していただくことを第一の目的として作成されたものです。シートの各家庭裁判所への提出割合は、おおむね9割前後で推移しておりまして、全国的に、このシートの活用が定着しているものと考えております。

また、近年では、本人情報シートにつきましては、その記載から、御本人が抱える課題が窺える場合に、家庭裁判所において適切な後見人等の選任のための資料としたり、後見等を開始後に、権利擁護支援チームによる御本人の支援方針を検討する際の資料としたりするなど、広く活用されているものと承知をしております。

今般の成年後見制度の見直しに係る法改正を踏まえた、本人情報シートの在り方についてですが、前回申し上げたところでもございますが、家庭裁判所におきましては、補助開始時のみならず、その取消しあるいは補助人等の解任などの判断に必要な事情を適切かつ合理的に収集・取得する方法に関する運用の検討がされていくところでもございまして、そうした運用の検討が進められる中で、最高裁判所におきまして、その運用の在り方に見合った形で、本人情報シートの改訂の要否などを含めて検討していくことになるものと考えております。

次いで、スライド4ページを御覧ください。苦情等への適切な対応の取組につきましては、前回のワーキング・グループにおいて、こちらのスライドに沿って概要を御説明したところでもございますが、今回は、その内容を若干敷衍して御説明をしたいと思います。

スライドの5ページを御覧ください。かねて御説明をさしあげているとおりでございますが、家庭裁判所は、解任権などの判断作用を背景に後見人を監督するものでございまして、後見人等に不適切な事務といった解任事由があることが窺われる場合には、解任を検討するための審理の過程で、後見人等による適正な事務の確保に向けた指導・監督を行うことは、成年後見制度の運用・監督を担う司法機関として、当然なすべきことであると認識をしております。

その一方で、後見等事務の遂行に、何ら裁量の逸脱・濫用が窺われない場合に、家庭裁判所として、後見人を指導・監督することは相当ではないと考えられまして、このような考え方は、家庭裁判所内部で広く共有されているところであると承知をしております。

ここで重要でありますのは、中核機関、専門職団体、家庭裁判所など、関係機関が果たすべき役割について、相互に認識を共有した上で、自らの役割を十分に果たすために、どのように連携をしていくかといったことであるとと考えております。その意味で、例えば後

見人に解任事由が窺われる場合に、福祉・行政などから、どのような情報を、どのような形で提供していただくべきかにつきましては、裁判所内部でも自律的に検討する取組を行っております。

さらに、第二期基本計画の中間検証報告書にもありますとおり、このような取組・検討の前提として、後見開始の申立前から、福祉・行政等によってチームの形成支援がなされ、家庭裁判所は、そうした福祉・行政等による支援の内容を十分に踏まえて判断することなどを通じて、苦情を生じさせないための土壌づくりを行っていくことも重要であると考えられるところです。

次いで、スライド6ページを御覧ください。報酬の算定についてです。報酬算定に関しましては、前回のワーキング・グループにおきまして、こちらのスライドにございますとおり、本年3月に報酬実績の分布を公表したことを御説明いたしました。今回は、その内容について、敷衍して御説明をさせていただきます。

スライドの7ページを御覧ください。こちらのスライドのグラフは、親族以外の成年後見人に対する報酬付与の額の分布のうち、付加報酬の求めがある場合の割合を示したものとなっております。利用者の予測可能性を高めることを目指すという、今回の調査の目的に照らしまして、報酬付与額につきましては、流動資産額、類型、これは後見・保佐・補助といった類型でございますが、あとは、後見人等が親族か親族以外か、4つ目として、付加報酬の求めがあるかないかといった項目別に集計をいたしております。

例えば、こちらで御覧いただいているスライドでは、流動資産額1,000万円未満の事案、この図で申し上げますと、上3つがそれに当たりますが、そういった事案におきましては、いずれも、およそ6割の成年後見人が20万円台の報酬を受け取っていることが分かると、このようになってございます。

今後は、令和8年1月から12月までの集計分を令和9年3月に公表する予定でございますが、それ以降につきましては、補助人に対し、御本人の具体的なニーズや課題に対応するための必要十分な権限が付与され、補助人等はその範囲で事務遂行を行うことが基本的に想定されるといった改正法の趣旨・内容にかなった法改正後の報酬算定の在り方などを踏まえまして、その公表の在り方についても検討する必要があると考えているところでございます。

最高裁判所からの御報告は、以上となります。

○新井主査 ありがとうございます。

それでは、議題1の「意見交換」に入りたいと思います。法務省、厚生労働省から、特に検討が必要と考えられる論点が提示されておりますので、この点を中心に、皆様から御意見をいただきたいと思います。

なお、関係省庁等に質問される場合は、御質問であることとどちらの関係省庁等に対する御質問であることを明確にして、発言いただければ幸いです。いかがでしょうか。

○中野委員 成年後見センター・リーガルサポートの中野です。私からは、リーガルサポ

ートにおける苦情等の対応を紹介した上で、改正法下における後見人の選任・交代の在り方や、専門職団体と関係機関との連携について、意見を申し上げます。

リーガルサポートでは、各支部において、会員が後見人として業務を行っている事件について、本人や親族、支援者などから、苦情や相談を受け付ける窓口を設置しております。受け付けた苦情は、苦情受付シートにより本部へ報告され、本部の業務相談委員会で内容を分析し、その結果について、研修等を通じて会員へフィードバックすることで、会員全体の執務の質の向上に努めています。

令和7年度の苦情等の内訳を見ると、総件数53件のうち、複数回答になりますが、最も多いものが、説明・配慮・コミュニケーション不足に関するものということで36件、次いで、業務放置に関するものが29件となっております。このような苦情を受け付けた場合、支部では、申出人と当該会員の双方から事情を聞き、対応します。苦情を契機として、会員自身が執務姿勢を見直し、本人や支援者との関係が改善することもあります。改善が難しいケースもあります。そのような場合は、会員に辞任を勧めることもありますが、会員が応じない場合は、辞任を強制することができず、対応に限界を感じることもございます。

改正法下では、このような事案について、新たな解任事由に基づく後見人交代を検討することが可能になるものと考えています。当法人は、現在も、会員による不正など、現行法上の解任事由に該当する事案を把握した場合には、業務の趣旨を著しく逸脱し、事件の当事者の利益を害するおそれがあると判断し、家庭裁判所へ通知をしていますが、改正法施行後は、新たな解任事由に該当すると考えられる事案についても、同様の対応を行うことが可能であると考えられます。

もっとも、新たな解任事由は、不正のような客観的に明らかな事実を前提とするものではなく、当該事案が本人の利益のために特に必要であるという要件に該当するかどうかの慎重な確認が求められます。そのため、個別事案ごとに丁寧な対応が必要になると考えています。

この点については、家庭裁判所と専門職団体との間で、どのような事案が新たな解任事由に該当し得るのかについて、認識のずれが生じないように、平素から協議や意見交換の場を設けていただくなど、連携を深めていただけたらと考えております。

専門職団体としても、家庭裁判所と認識を共有しながら、典型事例を蓄積し、研修等を通じて会員へ周知する中で、苦情を未然に防ぐことについても、併せて取り組んでいきたいと考えております。

なお、苦情の中には、申出人側に成年後見制度に対する認識が十分でないことが背景にあるケースもあります。そのような場合には、制度の趣旨や後見人の権限・職務について、丁寧に説明し、理解を求めるのですが、かえって、身内をかばっていると受け止められてしまい、専門職団体だけでは対応に限界がある場合もございます。

また、苦情の内容によっては、法律専門職としての視点だけではなく、福祉や権利擁護

の視点から、第三者的に検証したほうが適切だと思われるケースもあります。これらの場合には、地域権利擁護相談支援センターとの連携が重要になると考えています。センターにおいて苦情検討会議のようなものを設け、利用者の立場の方や専門職など、様々な人が参加し、調整し、そこでの意見として、家庭裁判所に回答を迫るなどの方策も検討できるのではないかと考えております。

厚生労働省の資料12ページ・13ページでは、関係機関の連携フロー図が示されていますが、改正法下では、後見人の選任・交代の仕組みも変わることから、このフロー図をベースとして、新たな制度に即した連携の在り方や、専門職団体、地域権利擁護相談支援センター、家庭裁判所の役割分担を整理した上で、新たなフローを構築することを検討していく必要があると考えています。

最後に、苦情といいますと、マイナスイメージで語られがちですが、問題が顕在化することを契機として、本人の支援の在り方をよりよい形に見直すというプラスの面もあると考えられます。各地域における苦情対応も含めた相談窓口を充実させることが、利用者にとってのメリットにつながると考えられます。専門職団体としても、苦情対応や典型事例の蓄積を通じて、制度利用の改善に協力するとともに、関係機関との連携を深め、本人の利益を中心とした選任・交代が実現するよう、取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○新井主査 ありがとうございます。

特に回答は必要ないでしょうか。

○中野委員 特に結構でございます。ありがとうございます。

○新井主査 御意見をいただいたということですが、関係省庁等から、ぜひ答えたいということがあればいかがでしょうか。

○遠藤第二課長 最高裁判所でございます。

ただ今、中野委員からは、家庭裁判所との関係で申し上げますと、新たな解任事由について、専門職団体等を含めて、皆さんとの間で認識共有をしていくことの重要性を御指摘いただきました。

新たな解任事由それ自体は、個別の事案に基づく裁判官の判断でございますが、先ほど法務省からの御説明にもありましたけれども、いわゆる典型例のようなものが何らかの形で共有されていくことは有益であろうと思いますので、そういった御議論の中で、裁判所としても、できる協力をしっかりしてまいりたいと考えております。

以上です。

○新井主査 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

住田委員、よろしくお願いします。

○住田委員 ありがとうございます。私からは質問をお願いいたします。

まず、資料1－1、3ページ、補助人解任事由についてです。今回の解任事由に、「本

人の利益のために特に必要があるとき」が追加されて、その例としては、面談を行わないなどにより適切な保護を受けられない場合が挙げられています。

先ほど中野委員の御意見のように今後、こういった問題について具体的に検討していくということですが、例えば実務では次のようなケースが課題となっています。

補助人は事務を遂行しているが、本人が補助人を拒否、交代を強く望んでいる。しかし、補助事務自体は行われているため、適切な保護を受けられていないとまでは言い難い場合です。このようなときに、いわゆる苦情と捉えるべきなのかということです。一旦は苦情と捉えて対応しますが、本人は交代してほしい、けれども、補助人は交代する意思がないという場合に苦慮しています。

今回の改正では、補助人が情報提供を行い、本人から話を聞くなどの方法で本人の意向を把握することが明確化され、意思決定支援との関連も示されています。

現状の後見人等が本人の意向を十分把握せず、その意向に沿わない事務を行って、本人の自己決定が尊重されない場合があることを踏まえて、家庭裁判所に見解をお伺いしたいと思います。このように事務は行われているが、本人から拒絶されているという苦情、関係性の破綻と、新たな補助事務の関係性では、どのように整理されるのでしょうか。本人からの拒否によって、意向の把握や意思決定支援が不可能な状態そのものが新たな解任事由に該当すると考えられるのか。このことについて見解をお答えできる範囲で教えていただけたらと思います。

もう一点、報酬のところですが資料7ページ、財産管理の報酬評価について質問いたします。今回お示しいただきました令和7年度の報酬実情調査では、管理財産の額が多いほど報酬も高額になる傾向が見てとれます。

資料には、付加報酬の求めありとの記載があるため、これは、この1年間財産管理に関する特別な事務が存在したため、それが報酬に反映された結果であると解釈しています。

これを踏まえて、まず1点目としてお伺いしたいと思います。このような特別な事務があって、報酬が高額になった場合、翌年以降は、単に通帳管理するような定型的な事務や経常的な事務にとどまるのであれば、翌年以降の報酬は減額されると考えてよろしいでしょうか。一般の方がこの実績調査の表を見た際に、管理財産が多いと、特別な事務がなくても、毎年一律に高額な報酬を払い続けなければならないのではないかという不安や誤解を招く懸念があるため、この点を明確にしていきたいと考えます。

続いて、2点目に、管理財産の実質的な評価基準についてお伺いしたいと思います。財産管理の事務においては、例えば月々の引き落としを確認するという程度の管理をしている等、毎月あまり動きがないという場合です。それが1億円の通帳管理であっても、100万円未満の通帳管理であっても、いずれも補助人の金庫に保管して管理しているという点において、事務負担や責任の実質は同等であると考えられますが、裁判所としては、このような実質的な事務内容に差がないケースにおいて、財産額の多寡にかかわらず同等の報酬評価として考えられるのでしょうか。高額な財産を管理しているという責任の重さを評価に

どう加味するかも含めて、裁判所の御見解をお聞かせいただけたらと思います。

以上です。

○波多野参事官 法務省民事局参事官の波多野でございます。

住田委員からいただきました1点目の解任の関係について、法務省からお話しさせていただければと思います。

まず、補助人は事務をしようとしていたけれども、本人が拒否しているという事例を提示いただいたところでございます。先ほど御説明したところですけれども、この新しい解任事由にどのような場合が該当するかということにつきましては、今後、個別の事案における具体的な事情に即して各家庭裁判所が判断を積み重ねていくというものでございますので、一概にこうですと法務省のほうでお答えすることはなかなか難しいところでございますけれども、少なくとも補助人が事務をされているというところからいたしますと、これまで、法制審議会での部会ないしは国会での議論の中では、単に本人が補助人を替えてほしいと思っているというだけで、この解任事由に当たるわけではないという議論がされてきたものと理解をしているところでございます。

先ほど、本人の意向把握の関係の新しい規律との関係でも、関連して御質問いただいたのかなとも思いますけれども、意向把握につきましても、補助人としてはできるだけのことをするということが、法制審議会部会の議論でもされていまして、結果的にできなかったことについて何か取り上げて問題にするというものではないという議論がされてきたと理解をしておりますので、そのあたりの議論を踏まえまして、繰り返しになりますけれども、個別の事案に応じて最終的には各裁判官が判断していくことになると思っているというところでございます。

解任の関係では、法務省からの御説明は以上でございます。

○遠藤第二課長 最高裁判所でございます。引き続いて、報酬の関係でお尋ねをいただいておりますので、お答えをさしあげたいと思います。

まず、大前提としまして、報酬付与の判断は、個別の事案に応じた裁判官の判断でございますので、一概にこうであるということを我々事務局のほうから申し上げることが難しいことは御理解いただきたいと思います。その上で、一般論として申し上げますと、まず1つ目は、今回のグラフを一つ手がかりとして、付加報酬の求めがある場合に、高額になった年があるけれども、その翌年の報酬額はどうかと、そういった観点でお尋ねをいただいていたかと思いますが、この点につきましては、その報酬付与の求めに係る期間において、後見人がどのようなことを行ったかという事務の内容を中心としつつ、その事務の内容を評価するに当たって、管理財産額の多寡がまさに委員御指摘のとおり、その事務の難易を判断する上で、考慮要素として考えていくと、こういったような考え方が一般的には共有されているところではないかと思われるところでありますが、それを前提として考えてまいりますと、例えば翌年には、いわゆる付加報酬を求めるような事務を行ったわけではないということなのであれば、そういった付加報酬を付与するに足る事務を行

っていないことを前提に報酬の判断がされるというのが、一般的な考え方ではないかと思います。その結果として、その前年に比べて減額になる可能性があるかと言われれば、それは減額になる可能性はあるということなのかもしれませんが、それは、実際に、御本人の管理財産額がどのように変動したかとか、いろいろな事情もありますので、これ以上一概に申し上げるのは難しいことは御理解いただきたいと思います。

その上でということとなりますが、2つ目のお尋ねとして、1億円、100万円であっても、通帳を管理する事務は実質的には同じところもあるので、この点を裁判所としてどのように考えていくのかというお尋ねをいただいたところですが、こちらにも個別の事案によるというところがありますので、一概にお答えすることは同様に難しいところではありますが、先ほど申し上げたとおり、後見人等の事務の内容の評価を行うに当たっては、後見人等が管理する財産の額、いわば責任の大きさがその事務の難易を評価するに当たって、多かれ少なかれ影響してくるといった関係に立つのであろうと、こういう考え方が裁判所内部では、現在、広く認識共有としてあると思いますので、そういった意味において、その管理財産額の多寡も、その報酬の算定に当たって一定の影響を及ぼしているという実状にあるのではないかと考えているところでございます。

裁判所から、報酬の関係について御説明さしあげました。以上です。

○新井主査 ありがとうございます。

ほかはいかがですか。

上山委員、お願いします。

○上山委員 ありがとうございます。私からは、本人情報シートの運用実態について、もう少し詳しく知りたいという希望を申し上げておきたいと思います。本日すぐにお答えをいただくというよりは、今後、本人情報シートの運用実態に対する調査研究等を何らかの形でお考えいただければ、ありがたく存じます。

その理由になりますが、これまでの専門家会議や前回ワーキングでも関連する発言があったかもしれませんが、本人情報シートをツールの一つとした御本人の生活状況の継続的なアセスメントは、新しい制度を柔軟に運用していく上での一つの重要な鍵になるだろうと考えています。

現在使われている選任時での利用はもとより、先ほど来お話がありました新しい解任事由による補助人交代の場面、それから、補助人の代理権限等の出し入れに関わる場面、さらには、補助の必要性の消失による終了、あるいは、また必要性が出てきたということでの再利用、そうした節目、節目の場面で、適切な本人の生活状況のアセスメントが必要だろうと思いますので、そういった様々な場で本人情報シートの活用をより積極的に位置づけるのが、一つの方策ではなかろうかと考えています。

その上で、あくまで本日の段階でお分かりになる範囲で教えていただければということですが、まず、最高裁判所のほうにお尋ねいたします。御報告の中で、現在、9割ほどの案件において、本人情報シートが提出されていると伺いました。現在でも、約半数が親族

申立ての案件かと思うわけですが、その親族申立てのケースにおいて、本人情報シートは、誰がどのような形で作成されて、提出されているのかというあたりが、ちょっと実務を分かっていないものですから、もしお分かりになればということですが、御教示をいただければと思います。

それから、厚生労働省に対して、現在の利用支援事業における申立費用助成の枠の中で、本人情報シートの作成を専門家等に委嘱した場合に、仮に作成費用がかかるとしたら、この作成費用助成の対象に含まれているケースがあるのか、教えていただきたいと思います。また、仮に助成がされている場合には、それがどれぐらいの割合であるのかということが、本日把握されている限りでの回答ということでももちろん結構ですので、教えていただければと思います。

以上です。

○遠藤第二課長 最高裁判所でございます。

まず、本人情報シートの作成主体についてのお尋ねをいただきましたので、この点についてですけれども、基本的には、本人情報シートは、医師の診断の材料として、福祉関係の専門職等の方において作成をしていただいていると理解をしております、具体的にはソーシャルワーカーとして本人の支援に関わっている方とか、あとは地域包括とか社会福祉協議会などが運営する権利擁護支援センターの職員の方などによって作成をしていただいているものと考えております、これはもちろん個別の事案の中身によるところもありますが、基本的には、御親族の申立てであったとしても、その本人情報シートの作成主体については、その点について違いはないと、一般論としては理解をしているところでございます。

さしあたり、以上です。

○野村認知症総合戦略企画官 厚生労働省老健局の企画官の野村でございます。

利用支援事業の中において、シートの作成に当たって、専門の方をお願いをする部分の費用は対象として含まれておりますけれども、どの程度で、どの自治体数かという部分については、今年度、老健事業での調査等々もしていきますけれども、ちょっと、また追って御報告ということにさせていただければと思います。

○上山委員 どうもありがとうございます。よく分かりました。

一般論として、ソーシャルワーカー等による本人情報シートの作成が、医師による診断書や鑑定書のように、作成手数料というか一定の報酬を得てやっているものなのか少し分からないところがあるので、もし、今後、調査等の機会がありましたら、併せて、調査などをしていただければ、ありがたいと思います。どうもありがとうございました。

○新井主査 ありがとうございます。これからの調査の中で、本人情報シートをどう位置づけるかという、そういう論点も取り上げるということで考えてよろしいですか。あるいは、特にそれがなければ、それも検討していただくというようなことはいかがでしょうか。

○野村認知症総合戦略企画官　ありがとうございます。老健局の野村ですが、正直申し上げますと、自治体数といったところの把握は、調査項目の中に入れるだけなのでできるかと思いますが、そこからより深掘りというところについてどこまでできるかというところについて、調査研究事業を進める方々ともちょっと意見交換をさせていただきながら考えたいと思いますが、必要なことだとも思っておりますので、前向きにいろいろ御相談させていただければと思います。

○新井主査　よろしく願いいたします。

ほかはいかがですか。

住田委員、お願いします。

○住田委員　ありがとうございます。

今の点に関連して本人情報シートですが、本日の資料１－３の３ページに、家庭裁判所内部の研究会における家庭裁判所での取組について、支援チームの形成状況を考慮することの重要性について認識共有してきたと、これまでの取組の３つ目のマルのところに書いていただいています。

裁判所として、本人情報シートから読み取れるチームの形成状況について、特にどのような内容を重要と捉えているのかを、お答えできる範囲で教えていただけたらと思います。

また、裁判所が特に重要と思われるようなことについては、今後、改定する本人情報シートに、チームの状況が分かるような注釈とか項目を追加すると、そういったこともより明確になってくると思われますので、この点について教えていただけたらと思います。

○遠藤第二課長　最高裁判所でございます。御質問いただきまして、ありがとうございます。

こちらにつきましては、本人情報シート等とされているところもございまして、もちろん、本人情報シートの内容も極めて重要でございますが、申立事情説明書を含めて申立てに係る一切の資料から、何を把握し、何を重視するかと、こういった形での検討がされているものと承知をしております。もう少し具体的に申し上げますと、先ほど基本説明の中でも少し触れさせていただきましたが、本人情報シート等を通じて、御本人について、どういった方々が、今、チーム支援として関わっていらっしゃるのかということ、そういった方々がどういう検討のプロセスを経て、多くの場合は受任調整がされて申立てがされる場合になりますので、その受任調整の重要性を考慮する文脈でということになります。どのような形で御本人の法的課題を把握し、いわゆる後見人等候補者として適任なのはこの人だという形で申立てがされる、この一連のプロセスを、裁判所はしっかりと考慮をすると、その上で、その考慮の結果、受任調整の結果を踏まえた形で後見人等を選任することによりまして、申立て前の支援の状況と申立て後に後見が始まった後の状況を連続的に、御本人から見て支援をシームレスに行うことができるという意味において、十分に考慮すべき事情ではないかと、こういったような議論が裁判所内部でなされているところかと承知をしているところでございます。

以上です。

○新井主査 今のお答えでよろしかったですか。

○住田委員 ありがとうございます。

プロセスのところが何らかの形で情報としてお伝えできると良いということがよく分かりました。

併せて、厚生労働省の資料のところで少し意見を述べたいのですけれども、よろしいでしょうか。

○新井主査 では、手短にお願いします。

○住田委員 ありがとうございます。

資料1－2の4ページ、受任調整の仕組みづくりのところですが、受任調整のところだけに焦点を当てるということではなくて、現場の実務からしますと、最初の初期相談におけるアセスメントや専門職との連携が大変重要かと思います。

資料では、権利擁護支援チームの精査の実施率が37.9%と最も低くなっていて、適切な選任につなげるためには、初期の相談場面での支援ニーズの精査が極めて重要だと考えています。この精査はチームによる支援会議や協議会などの場を活用して行う必要がありますが、例えば当センターの事例を申し上げますと、15年以上前の立ち上げ当初ですが、全ての相談ケースを現在という協議会に諮り、弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士や行政職員といった専門職を交えて、1か月に1回、4、5時間かけて精査を重ねてきたという経緯があります。このように多職種力を借りて、ケースのニーズや課題を精査することで、中核機関職員自身のスキルアップを図ってきたという経緯もあります。現在では、その蓄積により、センターの職員が中心となって、チーム支援会議での権利擁護の視点でのアセスメントを行えるようになり、必要な場合には専門職がチームに加わるような体制を構築しています。

もう一つ、4ページの相談支援の場面で、専門職による相談会の実施が40.6%とありますが、一見すると、この中身が市民向けの専門職による一般的な相談会とも読み取れます。しかし、実務で必要なのはそうした場だけではなく、制度利用の法的課題への対応や優先順位や手段について、中核機関や周りの支援者が、専門職の具体的な助言を得る機会ですので、必要なときに専門職に随時相談や連携できる体制の構築と、それを支える予算の確保が重要だと考えます。

結果、現在の課題にとどまらない、将来の交代・終了を見据えた候補者調整が可能になると考えています。相談支援の段階で法的対応も含めた制度利用の目的と課題を丁寧に整理して初めて適切な候補者調整が可能となります。例えば債務整理や相続といった法的課題はおおむね解消されるまでの期間が想定できます。したがって、最初の候補者調整の段階から、その課題が解決した後の後見人などの交代や終了までをも見据えて調整を行うことが望ましいと考えます。

特に補助制度においては、当初の法的課題が解決すれば終了を見据えるため、他の地域

生活の支援策が不足している場合は、当面は補助人を交代して、支援を継続するケースも想定されます。

このように、選任後もモニタリングや支援状況の把握、評価、スムーズな交代や終了への支援をつなげていくためには、その土台となる初期の相談支援の充実と、丁寧なアセスメントの仕組みが重要ですので、これまで以上に、この一連の流れを支える環境整備が必要と考えます。以上です。

○新井主査 ありがとうございます。今日は、それについて議論する時間はちょっとないですけども、議事録にはちゃんと残りますので、機会を見て、また検討するようにしたいと思います。

○住田委員 ありがとうございます。

○新井主査 次に、青木先生、時間の関係もありますので、手短によろしく願いいたします。

○青木委員 遅れて参りまして、意見は後かと思っていました。すみません。

議題1の中では、先ほども委員の方もおっしゃっていましたが、受任調整のアセスメントから、その前の相談支援も含めた体制整備が、この新しい制度では、今度は適切な選任という中には、単に適切な受任者を選ぶというだけではなくて、必要な権限が何かということを的確に選んで、権限を付与することや、本人の同意を本人の意思決定を踏まえてしっかりと取ることも含めた一連の手続を適切に行うことを含んでいると思いますので、そういったことが専門職の相談や首長申立て事案に限らない様々な段階で適切になされていくための、まさに仕組みとして、仕組みづくりが各地域町村に保障されていくことが重要だと思いますので、こういったものをそれぞれの現在の中核機関を含めた地域連携ネットワークの整備状況といいますか、発達段階といいますか、そういうものに併せて、どのようにそれぞれつくっていきけるかということの手順なり、道筋を早く明らかにしていくことが必要だと思います。

本会議か何かで、KPIはそろそろ数のKPIでなくて、それぞれの課題ごとに何ができているかどうかのKPIが必要だというお話もあったと思いますが、そういった観点で、中核機関のマニュアル整理も今度しますけれども、もとの課題を明確に指し示していくことが適切な選任につながっていると思います。

2つ目は苦情のことですけれども、第二期基本計画で、せっかく一部の施行をしまして、大阪などでは、具体的な苦情対応に関するフロー図で、中核機関の役割と専門職団体の役割と裁判所へつなぐときの場面を整理して、自治体間でも合意をしながら運用をしていますが、それが一部活用もされてきていますけれども、残念ながら、まだまだ各地では、苦情の流し方についての共通認識が、地域で裁判所や各市町村、中核機関や専門職団体の間で、意識されていない状況が続いてしまっていると思います。

このことが、今日もお話に出ています新しい解任事由とも重要に絡んでいると思います。新しい解任事由が適切に運用されていくためには、その前の段階の苦情において、裁

判所によらない、中核機関なり専門職団体による調整なり機能がしっかりと果たされた上で、それが果たした上で、なお、調整できないものについて、辞任と選任ではなくて、この三号解任というスキームを使いながら、裁判所の関与による調整を図っていくことが、恐らく最もあるべきというか、使われる想定としては適切なのではないかと思います。もちろん三号解任でたくさん申立てをされれば、裁判所は判断しないといけませんけれども、そういった事案ではなくて、本来はそういった調整のもとで裁判所の調整しかないというものをしっかりと適切に裁判所で受け止めて、その場合には、市町村への照会も含めたいいろいろな手段を使いながら、適切に三号解任を判断していけるという、そういう運用体制づくりは重要だと思います。

そういう意味で言うと、苦情のスキームづくりを第三期基本計画では本格的に各専門職団体にも、いろいろ課題というか、やられてないことがいっぱいありますが、そういったことの掘り起こしも含めて、苦情対応のスキームづくりを、中核機関の役割、専門職団体の役割、家庭裁判所の役割ということを、改正法もにらみながら、再度調整をすることをぜひ示していきたいと思っております。それが2点目です。

時間がないということなので、以上の2点をまず申し上げておきたいと思っております。

○新井主査 ありがとうございます。

それでは、議題2に進みます。議題2は、「担い手の確保・育成等の推進」についてです。まず、資料2について、厚生労働省から説明をお願いいたします。

○野村認知症総合戦略企画官 ありがとうございます。老健局の企画官の野村でございます。老健局のほうから、市民後見人の関係について、この後、法人後見について、障害部のほうから御説明をさせていただければと思います。

まず、資料2でございます。成年後見の第二期基本計画の中間検証報告書におきましても、1ページ目でございますけれども、担い手の確保ということで、市民後見人の養成推進及びさらなる活躍の場の提供の検討、それから、法人後見の担い手育成推進及びガイドラインの作成の検討ということでいただいております。

2ページ目、この中間検証を踏まえた取組の現状ということでございますが、御案内のとおり、市民後見人の養成研修等を行う自治体への補助を、権利擁護人材育成事業ということで、地域医療介護総合確保基金より手当てをさせていただいておりますが、加えて、市民後見人の養成研修の基本カリキュラムの改訂を行っております。

それから、市民後見人の養成研修の関係で、規制改革の御指摘等々も踏まえまして、引越した場合には、改めて、全科目の受講というのではなくて、一部の受講を免除できるということを事務連絡で出させていただくとともに、令和7年度に調査研究事業で、幾つかの整理等々をさせていただいております。

この令和7年度の調査研究事業におきましては、成年後見の制度改正後、まさにこのタイミングを見据えてということで、成年後見を一度終えた後の対象となられていた方に対して、どういうプレイヤーがそのフォローに入っていくのかといった観点で、まさに権

利擁護支援の担い手として、研修修了者の役割が一層重要なのではないかといた御指摘もいただいております。

また、ちょっと後段でも御説明をさせていただきますが、市民後見人について、家庭裁判所との連携が非常に重要だということで、好事例等を整理した報告書を自治体に周知をさせていただくとともに、最高裁判所のほうにもお力をお貸しいたしまして、自治体との連携に関する通知を、最高裁から家庭裁判所に対して6月26日に発出をいただいているというところでございます。

3ページ目、市民後見人の養成のスキームは、皆様方ご存じだと思いますので、割愛をして、4ページ目、権利擁護の人材育成事業でございます。国が3分の2、都道府県が3分の1ということで、地域医療介護総合確保基金のほうから手当てをさせていただいております。市民後見人の養成、連絡会議の開催などの費用に充てさせていただいております。

そういうことを含めまして、5ページ目でございますけれども、市民後見人の養成状況でございますが、約51.1%の都道府県で養成をしているよというところ、それから、市町村の部分におきましては、49.1%で、約半数が養成に取り組んでいるというところがございます。都道府県でやるのか、市町村でやるのかといったところについて、自治体間でもしっかりと意見交換、調整が期待されるというところになっております。

他方で、この市民後見人の部分において、受任者数が依然として2,000人程度でとどまっているところについて、我々も課題意識を持っているというところがございますが、他方で、法人後見支援員、それから、日常生活自立支援事業の生活支援員等々でも御活用をいただいているというところがございます。

続いては、法人後見についてお願いいたします。

○米田地域生活・発達障害者支援室長 障害保健福祉部の米田と申します。同じ資料の6ページを御覧ください。

こちらから、法人後見の説明をさせていただきます。

まず、1つ目のマルでございます。地域生活支援事業費等補助金の中で、法人後見の支援事業として、法人後見を行う事業所の立ち上げなどを支援する市町村に対して補助を行っております。

また、法人後見養成研修事業として、法人後見を適正に行うことができる法人を確保するための研修、これを実施する都道府県に対して補助を行っております。

また、3つ目のマルのところでございます。先ほども御紹介がありました令和7年度の同じ調査研究事業で、法人後見の育成の方向性も整理をしております。具体的には、まず、地域の権利擁護を支える仕組みの一翼を担う存在として法人後見を位置づけて、体制整備を進めていくことが重要。また、都道府県が主体となって、法人後見実施団体のリストを整備し、市町村や中核機関と共有することが必要。そして、新規参入に当たっては、家庭裁判所との調整に係るノウハウや情報不足が障壁となっているなど、こういったことを整

理しております。

また、こうした内容について、自治体に周知するとともに、最高裁判所に対しても、自治体との連携について、家庭裁判所への周知を依頼し、対応いただいております。

次の7ページについては、市民後見人を活用した法人後見の支援ということで、スライドを用意しております。

続いて、9ページを御覧ください。こちらは、先ほども申し上げました法人後見支援あるいは法人後見の養成研修事業の内容でございます。

2ポツの「事業内容」のところを御覧いただければと思いますが、法人後見実施のための研修とか、法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築、また、法人後見の適正な活動のための支援、その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援、こういったものに対して補助を行っております。

10ページを御覧ください。法人後見の担い手の養成研修の実施状況が、左の円グラフでございます。令和7年度も実施したところが、26自治体と、赤の部分、令和7年度で初めて実施した2自治体合わせまして、47自治体のうちの28自治体が令和7年度に養成研修を実施しております。

一方で、上側のほうにありますとおり、これまで一度も実施していない、そして、検討もしていないという自治体が6自治体まだ残っているという状況でございます。

また、右側、市町村が把握している法人後見実施法人数の内訳としましては、令和7年4月1日時点の数字では1,406法人ということで、昨年よりも89法人増加をしております。

最後に13ページを御覧ください。市民後見人また法人後見併せての現状・課題でございます。

今後の成年後見制度の改正などを見据え、市民後見人、法人後見などの確保・育成の推進に引き続き取り組む必要がございます。このうち、市民後見人については、成年後見制度利用者の多様なニーズに対応するためにも、研修の充実、相談支援体制の整備等に引き続き取り組む必要がありますが、養成研修修了者の増加に対して、成年後見人等の受任者数が少ないといった指摘もございます。

また、法人後見については、実施法人が十分に増加していないため、その要因について、さらなる分析をするべく、法人後見の活動・運営状況の実態把握や、受任件数を増やしながら継続的に活動できるための課題などの分析が必要であるといった指摘がございます。

最後に、論点でございます。

こうした課題に加えまして、民法改正による成年後見制度改正後の市民後見人、法人後見に期待される役割についてどう考えるか。

また、特に市民後見人には、後見人などの担い手としてだけでなく、地域の権利擁護の担い手、例えば法人後見の支援員や日常生活自立支援事業の生活支援員、また、意思決定支援のサポーターなどといった、こうした担い手として幅広い場面での活躍が期待されますので、こうした後見修了後の本人を支える場面などでの活動も想定されるところでして、

受任者数の増加も含め、研修修了者の活躍を図る方策についてどう考えるか。

また、法人後見については、比較的長期にわたる制度利用が想定される障害者や支援困難事案への対応が期待されるところ、担い手育成が進まない要因や、受任件数を増やしながら継続的に活動できるための課題分析の方法や、その対策についてどう考えるか、こういった論点について御意見を賜れればと思います。

説明は以上です。

○新井主査 ありがとうございます。

それでは、議題2の意見交換に入ります。厚生労働省から、特に検討が必要と考えられている論点が提示されておりますので、この点を中心に皆様から御意見をいただきたいと思っております。よろしくお願いします。

上山委員、お願いします。

○上山委員 挙げられている論点からやや外れるかもしれない、恐縮ですけれども、私が本日意見として申し上げておきたいのは、法人後見実施団体の任意後見受任者としての活躍の可能性についての検討が、今後、重要になるのではないかと考えております。

差し当たり当面は、法人後見実施団体に担っていただくのは、法定後見が中心にならざるを得ないという実情は十分理解しておりますし、本日、論点の中でも出てきているような案件について、地域で適格性の高い法人後見実施団体を育成していくことが、まず、政策として最初にやるべきことなのだろうと考えております。

ただ他方において、2点懸念というか、考えなければいけないなと思っていることがあります。1つは、ワーキング2のほうで議論になると思うのですが、新たな第二種社会福祉事業の展開の中で、サービスとして追加されるものが、入院入所等の手続支援と死後事務支援になるかと思っております。この2つは、通常、民間事業者である高齢者等終身サポート事業者が展開している場合には、これには功罪両面あるのですが、通常は、任意後見契約も含める形で、①つのパッケージとしてサービスを提供していると思っております。

他方において、現在、ごく一部の先進的な社協が、日常生活自立支援事業に加えて、任意後見契約への取組も行っていますけれども、一般的な市町村社協のマンパワー等の実情を考えた場合に、新たな第二種社会福祉事業のサービスに加えて、任意後見契約の締結もしていただきたいというのはなかなか難しいところかなと承知しております。ただ、仮に、新しい第二種社会福祉事業に民間事業者が本格参入した場合に、社協ルートと民間事業者ルートとで、事実上、任意後見の利用の有無が分かれるような形になるのは、やはり好ましくないだろうと考えています。

もう一点、今の市町村社協にお願いするのが難しいことは承知の上で、仮に、意欲的な市町村社協が法定後見の受け皿だけではなくて、任意後見受任者としても活動するというふうに踏み込んでいただいたときには、比較的小額の財産管理を無料・低額の事業として行うような任意後見契約であれば、今般の改正によって、例外的に任意後見監督人を選任しないで運用できるようになるわけですが、この例外適用の一場面になり得るのではない

かと思います。信頼性の高い市町村社協が無料・低額の事業で、かつ、管理財産も小額であるということになれば、このケースについてわざわざ任意後見監督人を選任する必要性は薄いかなと感じます。最終的には事案ごとの判断になるかとは思いますが、こうした運用が一般化すれば任意後見の利用の妨げになっているコストの問題について、比較的安価な形で運用できる可能性が見えてくるのではないかと考えています。いずれにせよ、なかなか難しいだろうということは承知の上で、せっかくの機会ですので、そうしたことも検討の視野に入れてはいかがかと考えております。

以上です。

○新井主査 ありがとうございます。

上山委員、任意後見の在り方が異なるというものの典型的な何か例を教えてください。

○上山委員 要するに、今の日常生活自立支援事業の延長線上で、死後事務か入院入所等手続支援のどちらかがサービスとして提供しなければいけないというのが、新たな第二種社会福祉事業になるのです。

○新井主査 それは任意後見ではないですね。

○上山委員 それは任意後見ではありません。

ただ、今回の社会福祉法改正の中で、事業の実施主体として都道府県社協だけではなくて、正面から民間事業者の参入を想定するという方向になっていますが、そこで参入してくる民間事業者として、一般に想定されるのは、現在既に高齢者等終身サポート事業を各地で展開している団体であろうと思います。そうすると、これによしあしがあるということをお願いした上で話になりますが、こうした民間事業者のほとんどは、任意後見と死後事務と入院入所等手続支援をワンセットで提供しているので、民間事業者によるサービスを利用した場合には、任意後見もついてくることになるわけです。従来どおり、現在の社協が提供しているものを利用した場合には、任意後見のオプションをつけることがなかなか難しいでしょうから、そうすると、判断能力が低下すると、その人たちは重要な法律行為の対応については法定後見を使わざるを得ないことになります。もちろん、別に任意後見の受任者を見つけれれば別ですが、通常は法定後見のルートに行くことになるだろうと思います。仮にこうした事態を好ましくないと考えるのであれば、地域に任意後見を受任できる適格な法人を整備していくことが必要ではないかと考えているわけです。

○新井主査 分かりました。

だから、これからの法施行作業の中でも、その辺は十分留意して進めてもらうということでしょうかね。

厚生労働省あたりで、何かお考えなり、もしありましたら、お願いいたします。

○占部成年後見制度利用促進室長 御指摘の高齢者等終身サポート事業がどこまで参入してくるかという話と、高齢者等終身サポート事業の事業実施に当たっての契約の現状等も諸々込みでのお話かなと思いながら伺っておりました。

このあたりのところは、最終的には、社協事業の在り方について、恐らく、社協の事業

をどういった形で実施するのかということは、ある程度統一してやっていくことになるのかと思いますので、そこの兼ね合いもあると思います。ご指摘の点も踏まえつつ、我々、これから研究班を回していくことになりますので、その中でも意識をしながら議論していきたいと思います。

○新井主査 青木委員、お願いします。

○青木委員 ありがとうございます。

市民後見人についてですけれども、手を挙げる市町村が大分増えてきているとはいえ、なかなか思うように実施市町村が伸びてきていないというのがあると思うのですけれども、市民後見人の必要性は、実施市町村でお金を出してでも養成していくということの理由づけが今のままではなかなか難しいところもあるのかなとも思っています。

ワーキング・グループ2の議論とも関係するのですけれども、市民後見人の一番大きな役割は、寄り添い型の支援とか、意思決定支援を重視した後見活動というところだと思いますけれども、そもそも本来は、権限があろうがなかろうが、御本人の意思決定支援をしていく重要な担い手として、市民が地域の共生社会の中で、共助としてしっかりと役割を果たすというところにあったように思います。

そう考えますと、市民後見人といいますよりは、意思決定支援を担う地域の重要な資源として市民を育てていくという観点で、位置づけを少し刷新していくというか、そういうことが必要になるのではないかと思います。今は、市民後見人になるための養成で、市民後見人になれない間は、法人後見や日常生活自立支援事業の生活支援員、あるいは、そのトレーニングのためにというのは位置づけだったように思いますけれども、そうではなくて、そもそも様々なサービスなどを受けている御本人の意思決定支援のサポーターや、フォロワーとして市民こそが最もふさわしいのだという位置づけをした上で、その市民を養成していくという観点で、第二種社会福祉事業の意思決定支援の仕組みも、予算事業としては意識をされていくことになりそうですし、その担い手は誰なんですかといったときに、そういった担い手を市民として養成をしていくということにして、さらに、今、認知症の関係で認知症サポーターが認知症の研修は受けるけれども、その後の地域での活躍の場というか、認知症のことを理解した上で、市民がどう認知症の皆さんに支え手としていくかというところも、なかなかすっきりとした出口が見えない中也含めてあると思いますので、そういったところも総合して、市民として判断能力の不十分な方の意思決定支援の仕組みとして養成をしていくという形で、全市町村にその取組を推進するという位置づけで、それの中に市民後見人としての役割もありますよと、そういう位置づけが必要なのではないかなとも思っています。

そうすることによって、そういった幅広い層が、今まで後見人だったらちょっと難しいけれども、意思決定支援という役割ならやっていこうという市民の広がりも多く期待できることもありますので、そうした形で養成をすることができれば、そういうところで活躍の場があれば、市民後見人自身が選任というのが必ずしも多くななくても、各市町村が責任

を持って、予算を持って養成していくという位置づけも発揮できていくのではないかなとも思います。

あとは、選任が進んでいないことの弱みの一つには、養成した後のバックアップ体制がなかなか取れていないという点と、そもそも市民にふさわしい事案を、首長申立て、その他申立て支援によって発掘できてないという課題もあると思いますので、そのあたりの相互関係という意味でいうと、市町村長申立ての充実や、中核機関による申立てに関する支援の充実というところと切り離せない課題でもあるのかなと思っています。

それから、法人後見が継続的な事案とか困難事案に対して、大いに期待されているのにもかかわらず、それに手を挙げる人がいないのは、様々な専門職も含めた法人の中のスタッフを常時抱えておかないとそういったものには対応できないわけですが、それを後見人の報酬だけで賄うことは難しいわけですし、どの都道府県にも、そういった長期的事案や困難事案を担える法人を維持するだけの別の予算立てがない限りは、なかなかその育成は難しいのではないかなと思ひまして、そこについては、後見報酬を当てにしない運用財源をした上で、その役割を明確に位置づけていくというところまでする必要があるのではないかなと思っています。

もう一点ありました。市民後見人の役割について、改正法でどうなるのだろうかということが、現場で非常に位置づけが、市民後見人としての役割は終わったのかみたいなことも含めて戸惑いがあるのが実情です。ですので、早めに市民後見人の養成や育成は、今後ますます必要で、それはどういう役割と位置づけで、今後はどういう位置づけで市民後見人とが必要かというさっきの話と関係するのですけれども、そういったことを早めに各市町村にしっかり打ち出していくことが必要だと思いますし、カリキュラムも、改正法に絡んで結構見直さないといけないカリキュラムも多数あると思いますが、それを各現場でやれということにならないだろうし、それを国や都道府県ではどの程度までしっかりやってくれるのかということも、現場では今議論になっていますので、そういったところを早めに見通しを立てることも求められている課題ではないかなと思っています。

以上です。

○新井主査 いろいろな論点が出てきましたけれども、もし、それについて、何かコメントがあれば、お願いしたいのですけれども、いかがですか。

市民後見人が改正法によってどう変わるか分からないという趣旨の発言がありましたけれども、ちょっとそこが理解できなかったのですけれども、改正法というのは、今度の改正された成年後見法のことをおっしゃっているのですか。

○青木委員 そうです。素朴な現場の意見としては、包括的代理権がなくなって、後見という類型がなくなると、養成型の市民後見人みたいなのはもう要らないということですかという素朴な疑問が出ています。

そういったことに象徴されるような疑問があるので、今後も、身寄りのない人の支援を中心にして、必要な代理権に基づく市民後見人の活躍はあると思いますが、一方では、終

わる後見との関係でいうと、必ずしも後見という仕組みを使わなくても、市民後見人が今までのように寄り添い型の支援をすることによって支えられる事例も出てくると思いますが、市民後見人の役割が広がっていったり、変わっていったりすると思うのですけれども、そういったことのイメージが各現場では、今、持っていないので、市民後見人さんは今後どうなるのでしょうかということが、カリキュラムはどうしましょう、これから毎年募集をかけていく中で、そのことはどう考えたらいいんでしょうねということが疑問になっているというのがあるということを申し上げたかったところです。

○新井主査 分かりました。

私が関与しているところでは、あまりそういう問題もなく、市民後見人、これからも同じように活躍してもらおうというようなスタンスで動いていると理解していますけれども、今のお話を聞いて、それと違う状況もあるんだなということは理解いたしました。

厚生労働省、お願いします。

○野村認知症総合戦略企画官 厚生労働省老健局の野村でございます。

青木委員からの御示唆も含めてでございますが、先ほど新井座長御指摘のとおりで、市民後見が、改正後どういう形になるにせよ、市民が成年後見に携わっていただくということについては重要であるし、これからも、そこについては行政としてはしっかり進めたいなというところは、事務連絡等々でも一応触れさせていただいているところにはなります。

ただ、まさに御指摘のとおり、制度が変わる中で、正直申し上げると、自治体も含めですが、これまで成年後見が必要だった方々に対して、そのグラデーションを含めてどのように決めていくのかといったところは、これから、多分、法務省の施行のお話でございますとかも含めて、ちょっと相談をしていかないといけないのだろうなと思っております。

そういう大前提はありつつも、市民後見人に対して、受任が少ないというのは、これまでの課題としても認識をしております。好事例の中では、家庭裁判所も含む関係機関と市町村がコミュニケーションを重ねていって、受任数が増えていたといった事例もございます。

また、他方で意思決定支援に携わるという部分についても、いきなり後見人レベルで研修をやって、じゃあ後見ですというような枠組みというよりも、段階的に受けていく中で、意思決定の支援のほうに携わっているというような取り組みをされているということも聞き及んでおりまして、そういう中で、どういう活躍の場があるのかということ、まさに青木委員が御心配されているところだと思いますけれども、これまでも議論されてきているものをうまく積み重ねていくのかなというところで引き続き御議論をさせていただければと思いますので、我々、しっかりと課題認識を持たせていただいております。成年後見制度の見直しの中での話とこれまでの課題の話と、うまく一緒にしながら考えていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○新井主査 水戸市の小林さん、発言をよろしくお願いします。

○高橋委員代理（小林水戸市福祉部調整監） 水戸市の例ですが、市民後見人養成をこれまでやってきて、令和5年度時点での話ですけれども、44件養成して、受任した人が1人ということで、現場で市民後見人の養成をする必要性というところなんかは、なかなか課題となっていたり、実際に、養成した人たちには、法人後見の支援員とか、日常生活自立支援事業の生活支援員などをやっていただいたりしながら、過ごしていただいている。そういう中でも、今年度また市民後見人の養成講座を始めているのですけれども、今後、実際のところ、家庭裁判所のほうで、市民後見人として選任していただける理由というか、その辺が現場のほうからもちっとどういう感じで、市民後見人の方が後見人になかなかなれないというところがあるのかなというのは、課題としては挙がっていました。

あと、現場として、今回、厚生労働省の論点の中に入られて、進まない要因とか受任者件数を増やしながら継続的に活動するための課題分析とあるのですけれども、市町村間でもかなり差がどんどん広がっているのかなという認識がございまして、水戸市の場合は、9市町村で、今、広域で中核機関ということでやっているのですけれども、その中でも、市町村によって体制の問題とかそういったものが十分に確保できなかったり、人事異動で担当者一人しかいなかったり、替わったりとか、いろいろな要因があるのではないかなというところがありまして、ぜひ、この課題分析をする上では、できてないところの状況とか、できているところはどんどん進んでいくと思うのですけれども、できていないところがどういったところで進んでないのかというあたりにも、ぜひ目を向けていただいて、課題を検討していただければと思っております。

以上です。

○新井主査 ありがとうございます。

市民後見人のところで、議論がちょっと盛り上がっているような感じもしますけれども、ほかに御意見はございますか。

私は、海外に行って話を聞くと、アメリカでもドイツでもそうですけれども、定年になったら市民後見人をやりますという人がすごく多いですね。ところが日本ではそれはほとんど聞かないというのもなんか面白いなと思っておりますけど。市民後見人の活躍の場は日本でももっとあったほうが良いような気がして、もっとそれを育成していくのはすごく重要なことだと思っています。

厚生労働省として、そのあたり何かありますか。

○占部成年後見制度利用促進室長 ありがとうございます。

青木委員からも御指摘のありましたとおり、制度が変わることによって、市民後見人という形で考えるのか、権利擁護支援を担う人材ということで考えるのかということもあるかと思います。新しく制度が変わることに伴って、それをどういう形に位置づけるのか。まさに、これから国の基本計画の議論をしていくわけですけれども、基本計画に書かれている考え方を踏まえて、各自治体において市町村計画なりを作成いただくことを考えますと、今回の制度改正において、市民後見とか先ほどの受任者調整等もそうですけれども、

考え方がどう変わって、それを踏まえて市町村計画の中でどう考えることが必要なのかという観点が重要と考えています。最終的に市町村がそれを踏まえて計画を作成していくことを考えたときに、国の基本計画の中でどういった中身をどういった形で考え方の整理をしていくことが必要なのかという観点で、さらに御意見を賜れば、大変ありがたいと思っております。

○新井主査 ありがとうございます。

それでは、時間の関係もありますので、議題3に移ります。議題3は、今の市民後見人などとも関係しますので、もし必要あれば、そこでまた議論していただければと思います。

議題3「市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進」ということですね。これについては、順番としましては、最初に厚生労働省、その次に法務省の順番で、説明していただければと思います。

では、厚生労働省、よろしくお願いします。

○野村認知症総合戦略企画官 厚生労働省老健局の企画官の野村でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、まず、資料3を御確認いただければと思います。市町村長の申立て、成年後見制度利用支援事業の関係でございます。

1 ページ目で、こちら、第二期基本計画の中間検証報告書の中に、市町村長申立ての適切な実施、成年後見制度利用支援事業の推進と、こういうことで掲げていただいております。

2 ページ目でございます。それを踏まえた現状の取組でございますけれども、まず、令和2年度に開催いたしました実務者協議の取りまとめを踏まえまして、自治体に以下の内容を周知しているということで、1つ目のマルに掲げさせていただいておりますが、制度利用に対する親族の同意は必要とされておらず、親族への利用意見調査の実施は義務ではないということ。それから、虐待等の緊急事案においては、親族への意向調査については省略可能であること。それから、本人の住所と居所が異なる場合など、複数の市町村が関係する場合の申立基準の考え方を整理したものということで、自治体に周知をしているというところがございます。

そのほか、下2つが調査研究事業の関係でございます。令和8年度の調査研究事業でございますが、市町村長等へのヒアリング等々をさせていただきまして、申立て時の親族調査における意思確認の方法や実施状況等を把握し、丁寧な対応等の好事例について横展開を予定ということで、準備をしてございます。

3 ページ目、4 ページ目は、それぞれ市町村長申立ての根拠規定を高齢者の老人福祉法の部分、それから、障害者の関係で、知的障害者福祉法と、5 ページ目には、精神障害者の関係の法律の根拠規定を御準備させていただいております。

6 ページ、7 ページが、申立事務の流れを示させていただいたものでございまして、6 ページ目が、虐待等の緊急事案ではない場合、7 ページが、虐待特化の事案で、迅速な対

応が必要な場合は青線を参照ということで、幾つかショートカットをさせていただくような形での流れという形になっております。緊急事案ということで、至急こういう制度を活用するためというところで、適宜、この青のラインの流れの中でやらせていただくというものでございます。

8 ページ目でございます。市区村長申立件数の推移ということで、申立件数は少しずつ伸びてきております。総数に占める割合としては、約23.7%、要は、23～24%の間をずっと推移しているという状況でございます。

9 ページ目、都道府県別の市区町村長申立件数ということで、都道府県ごとにもちょっと差がございまして、都道府県別の総数に占める割合が11.4%から45.0%と、地域によってばらつきがあるということで書かせていただいております。

加えて、10ページ目でございます。市町村申立てに関する研修の実施状況ということでございますが、こちらは都道府県調査結果、令和6年と令和7年で全てやっていただいているというところで、推移の御報告をさせていただきます。

11ページ目以降が、虐待周りの関係の御紹介をということをさせていただきます。関連してというよりも、どちらかというと今回の民法改正の議論の中で、まさにこの虐待と成年後見の関係の部分について様々御指摘をいただいたこともございまして、今回、新たな成年後見制度、それから、次期基本計画の部分においても、しっかりとこの点は意識をして御議論等々いただく必要があるかなということで書かせていただいたものでございます。

まず、11ページ目でございますが、養護者による虐待を受けた高齢者の保護措置や面会制限、それから、高齢者虐待防止の関係の手續の在り方についてですけれども、高齢者の虐待防止法では、虐待の事実確認について、市町村が一義的に対応することという形になってございます。市町村は、虐待防止法の規定に基づいて、養護者による虐待対応に係る面会制限等々に取り組んでいるというところ、それから、老人福祉法の規定に基づいて、入所措置や市町村長申立て等を適切に行うことが求められているというところになってございます。

12ページ目は、毎年度こういう状況の調査をさせていただいておるわけですが、2つ目のマルでございますが、養介護施設従事者による虐待が、相談・通報件数3,633件で増加、虐待判断件数が1,220件で、こちらも増加ということで、過去最多、4年連続増加ということになってございます。

注で書かせていただいております高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等という定義でございますが、養護者による虐待については、相談・通報件数が4万1,814件で、こちらも増加、虐待判断件数も1万7,133件でこちらも増加ということで、こちらも相談・通報件数は過去最多で、12年連続増加、虐待判断件数は横ばい傾向ということでお示しをしております。

13ページは、それぞれ各自治体での対応の強化ということで、老健局長の通知ということでお示しをしたものでございます。

続いて14ページ目、養護者による虐待への対応ということで、虐待の事実が認められた事例への対応としては、分離を行った事例が19%、分離していない事例が53.1%になっております。

下の円グラフでは、分離を行った事例の対応ということで、それぞれお示しをさせていただいております。

また、左の隅のほうに、成年後見制度の利用状況といったところも載せさせていただいております。令和6年度内に利用開始済み、もしくは、利用手続中であった1,498人のうち、市町村申立ての事例は1,054人になってございます。

続いて、15ページ目がフロー図、虐待相談・通報案件への対応のフローというところがございます。市町村における、高齢者虐待の対応における様々な判断や対応方針の検討を行うに当たって、専門的判断が必要になるというところで、法律の専門職、それから、専門的知見を有する者の参画、助言が得られる体制整備が必要となつてございます。

この部分、各自治体、相当苦勞をされているというところで、16ページ目、市町村が挙げた高齢者虐待対応を行うに当たっての課題というところで、まさに、その体制のお話を多く掲げていただくとともに、行政権限行使に関する課題というところで、分離保護が必要と思われる場合の本人意思の尊重などをいただいているというところがございます。

それから、17ページ目、虐待対応における専門相談支援体制なども御紹介をさせていただいております。国のほうでは、高齢者権利擁護等推進事業、18ページ目に御用意させていただいておりますけれども、それこそ、窓口の設置、市町村職員の対応力強化に係る研修とかをさせていただいております。一応約8割の都道府県において、何らかの方法で専門相談窓口を設置、約9割の市町村がこうした専門相談窓口を活用している、または、今後活用したいと回答をいただいているというところがございます。

続いて19ページ目、早足で申し訳ありませんが、この資料中では2つ目のポイントですね。1つ目が申立制度、2つ目が成年後見利用支援事業についてですが、2つ目がこの19ページ目以降ということでございます。

利用支援事業の実施の対象要件の拡大について、自治体宛てに検討をお願いし、主な依頼内容ということで3点お願いをしたというのが令和5年でございます。広く低所得者を対象とする、それから、本人や親族からの申立て等も対象とする、後見人以外の後見監督人等々についても、助成対象とするというところがございます。

そして、令和7年度に調査研究事業をして、令和8年度に市町村長申立ての適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進に関する調査研究事業ということで、先ほどの令和7年度の研究事業の結果も踏まえまして、市町村等へのアンケートやヒアリングにより、助成対象要件に応じた財政的な影響額を予測するための資産モデルの構築を予定するというところがございます。先ほど、利用支援事業の関係での調査と申し上げましたのはこちらでございまして、しっかりと議論等々させていただければと思っております。

続いて20ページ目からは、成年後見制度利用支援事業で、実施主体が市町村ですけれど

も、介護保険制度の地域支援事業の交付金を御活用させていただいておりますので、負担割合がここに掲げさせていただいているものになります。介護保険料とかとの兼ね合いもありながらの予算編成という形になってまいります。

21ページ目でございますが、成年後見制度利用支援事業の障害者の関係のほうでございます。高齢者のほうは地域支援事業という介護保険制度の枠組みの中でございますけれども、こちらはまたちょっと違う障害のほうの制度でございまして、地域生活支援事業費等補助金という中での補助という形になってございます。

22ページ目、23ページ目は、データのほうでそれぞれ助成制度を設けている自治体数などを掲げさせていただいております。1,741自治体のうち、相当数の自治体に制度を設けているというところがございます。

23ページも同じでございます。幾つか割愛をして、調査研究事業の関係は先ほど御説明したとおりでございます。

最後27ページ目、論点のところでございますけれども、市町村長申立てに関する親族トラブル等を回避するため、親族調査等の実施に関してどう考えるかというところ、2つ目、高齢者の虐待事案に係る判断と関連して、高齢者虐待対応における市町村長申立ての運用についてどのように周知を図るかとともに、自治体の体制整備を、支援の在り方についてどう考えるか。それから、利用支援事業に関する全国統一基準を設定する場合、その対象や財源についてどう考えるか。そして、4つ目、成年後見制度の改正に伴う市町村長申立てや利用支援事業への影響と必要な対応等についてどう考えるかということで、論点を御用意させていただいております。

厚生労働省からの説明は以上でございます。

○新井主査 ありがとうございます。

続いて、法務省からの説明、よろしくお願いします。

○青木参事官 私のほうからは、成年後見事件における法テラスの民事法律扶助制度の活用について、説明させていただきます。

資料の2枚目をご覧ください。

法テラスは、総合法律支援法に基づきまして、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会の実現を目指すという理念の下で、平成18年4月に設置されまして、今年の4月で20周年を迎えました。全国に地方事務所を置いて法的支援を実施しております。

業務内容は、この資料の下に書かせていただいた各四角に記載のとおりです。ここでは、赤四角で囲まれた「民事法律扶助」について、説明をしてみたい。

3枚目をご覧ください。

民事法律扶助は、自らの資力で弁護士や司法書士を利用して訴訟活動をする方ができない方に対する支援制度で、例えば無料の法律相談を行ったり、あるいは弁護士や司法書士の報酬などを法テラスが立て替えて支払う代理援助を行ったりします。

代理援助における法テラス、利用者、弁護士等の関係性は、この下のスライド図のとおりでございます。弁護士の報酬は、法テラスが立て替えて支払いますが、その立て替え分については、原則として利用者の方から分割払いで償還を受けます。

4枚目をご覧ください。

では、成年後見制度の中でどのような場面で民事法律扶助制度が利用されるのかということの例について、資料に3つ「・」を入れさせていただいております。

まずは、成年後見の申立てをするかどうかという開始の場面で、申立ての可否を相談するために、無料の法律相談を受けることが可能でございます。括弧で入れてございますけれども、特に、高齢・障害により認知機能が十分でない方は「特定援助対象者法律相談援助」という支援を利用することができます。

次の「・」について説明します。成年後見の申立てをするに当たって、弁護士や司法書士を利用するときに、代理援助を利用して報酬等の立て替えの支援を受けることが可能です。

ただ、括弧書きをつけておりますが、実際、その成年後見が始まった後に、後見人の報酬を、代理援助を利用して支払う、こうしたことはできません。あくまで民事法律扶助は、裁判手続に要する費用の支援でありまして、後見人の報酬を支援するという制度ではございません。

最後の「・」でございます。これが今回の報告のメインのテーマとなるものです。成年後見開始後に、被後見人の法律事務、例えば自己破産等の事務を行うに当たって、法律家でない一般の後見人の方が、弁護士等にその処理を依頼した際に、代理援助を利用して、その弁護士費用の立て替えの支援を受けることは可能でございます。それについて記載したのがスライドの下の方でございます。後見人が、被後見人の代理人として、弁護士等と契約を結ぶとともに、代理援助を利用することで、その弁護士費用等を法テラスが立て替えて支払うこととなります。この立替金についてはどうなるかということですが、後見人は、被後見人の財産の中から償還していただくという、そうした構図となっております。

資料の5枚目を御覧ください。

今申し上げた形での後見人による法的支援についての代理援助については、第二期成年後見制度利用促進基本計画においても御指摘いただいたところでございます。該当箇所を読ませていただきます。

国は、被後見人等を当事者とする民事裁判等手続を処理した法律専門職が、被後見人等の資力が乏しいために報酬を得られない事態が生じているとの指摘があること等を踏まえ、法律専門職を含めた後見人等が弁護士又は司法書士に依頼した場合に適切に民事法律扶助制度が活用される方策を早期に検討する。

つまり、弁護士等の専門職の後見人が、被後見人の法律事務の処理を別の弁護士等に依頼して、その報酬の支払いに代理援助を利用できるような方策を検討することが求められ

ております。

現在の運用を下の注に記載しておりますとおりで、現状は、医療過誤事件などの高度の専門性が求められる事案についてのみ代理援助が認められているという運用がなされております

資料の6枚目を御覧ください。

この専門職後見人による代理援助利用の課題として、当方では、2つの課題があるものと考えております。

1つ目は、必要性です。被後見人の法律事務は、弁護士等の専門職である後見人ですので、後見人の包括的代理権の範囲内で対応できるというものでして、後見人が弁護士等であれば、その法律事務として、御自身で対応することができるという点です。弁護士等の専門職を後見人に選任した理由が、そもそもそういった法律事務を期待されてという場面もあります。

ということで、専門職後見人が、法律事務を別の弁護士に委託する必要性がどこにあるのかという点が1つ大きなポイントでございます。この点に関しましては、例えば「専門職後見人である弁護士が、自ら被後見人の法律事務を取り扱ったとしても、その法律事務に即した報酬を得られてない。」という現状についての御指摘ですとか、あるいは、「その専門職後見人が選ばれたとしても、それが専門的知見に期待してということではなくて、ただ単に、成り手不足でお願いされているというケースもあったりする。」という、そうした御指摘もあったりするところでございます。

2点目、資料に②と記載したところですが、被後見人への御負担をどうするかという点です。代理援助は立替償還制です。ですので、利用後には、弁護士費用を被後見人の財産からの償還という形で御負担いただくこととなります。ですので、見方によりましては、「後見人である弁護士等が対応していれば発生していなかった報酬債務を被後見人に負担させてよいか。」、この点が課題でございます。これらの2つの課題を解決した形での制度設計が必要となろうかと思います。

加えて申し上げますと、成年後見制度が変わりまして、新しい補助制度においては、個別の事務を委託するという形になりますので、その点での整合性も含めた制度設計が必要になってきます。

資料の7枚目を御覧ください。

現在の対応状況でございますけれども、こうした制度設計につきましては、現在、第二期基本計画の指摘を受けまして、日本弁護士連合会、最高裁判所、法テラス、法務省の4者において継続的に協議をしているところでございます。青木委員にもお入りいただきまして、日頃、大変充実した議論をさせていただいております。どうもありがとうございます。

この間にアンケート調査も実施するなどしておりまして、その調査結果などを踏まえて、具体的な要件、こういった場面で民事法律扶助の利用を認めるべきかということを中心に、

現在、4者で協議中です。そうした結果などを踏まえて、またこのワーキング・グループ等で御報告をさせていただければと思います。

法務省からは以上です。

○新井主査 ありがとうございます。

何か御質問、御意見などございますか。

上山委員、お願いします。

○上山委員 市町村長申立てのところの意見を申し上げてよろしいですか。

○新井主査 お願いします。

○上山委員 3点申し上げたいと思います。

まず1点目、市町村申立てについて、今回の整備法の改正の中では、特段、市町村長申立てに関わる改正は行われなかったと承知しておりますが、他方において、今回の改正の目的の一つである終われる後見ということを担保していくためには、補助人の権限の縮小の場面や、あるいは、補助の終了の場面についても、権限がないから市町村はまったく関与しませんというわけにはいかないだろうと思います。市町村の権限との関係で間接的な関わりにはなるかもしれませんが、中核機関等を通じて、適切に対応することが求められると考えます。

2点目は、前の議題のところで、住田委員や青木委員から既に御指摘のあったところですけれども、新しい補助制度では、原則、御本人自身による請求があるか、あるいは、少なくとも御本人の同意がなければ、原則的には補助を利用できないこととなりますが現状では市長申立てのほとんどが後見類型ないし保佐類型であるということもあり、御本人に対する丁寧な説明を通じた同意の取得、現在の、市町村申立ての手續の中で、どれだけ行われているかというのは、やや疑問が残るところかなと思います。もちろん、後見申立てであったとしてもこうした手順を丁寧にやっていच्छるところもあるとは思いますが、今後は、それが原則形態になりますので、御本人側からの最初の相談支援のところから始まって、実際に申立てに至るまでのプロセスの中で、丁寧に御本人の利用の意思を確認していくことをきちんと市町村申立ての実務の中に位置づけていかなければならないだろうと思います。

最後3点目は、少し前の議題に戻って恐縮ですけれども、青木委員から御指摘のあった市民後見人の活用という論点と、終われる後見という論点との整合性は、少しきちんと考えなければいけないのではないかなと個人的には感じます。いろいろなパターンがあり得ると思うのですが、これまで、御本人の判断能力が回復しない限り、後見、保佐類型というのは終わることができない仕組みであるという前提のもとで、専門職後見人から市民後見人などへのリレーが、運用として形づくられてきたという経緯があらうかと思います。

他方、判断能力が何らかの事情で不十分な状況にある方が地域生活を送られるに当たって、その方が亡くなるまで後見人が付き続ける必要はないとしても、伴走型の支援は当然

に必要であろうと感じていますので、それを市民後見という枠組みの中で行うのか、それとも、市民後見人として養成された人材を活用しながら、別の形に重心を移していくのかというのは、きちんと議論する必要があると思います。雑な言い方になりますけれども、市民後見人にリレーをしたら、御本人が亡くなるまで終わらないでいいんだという話になる可能性も運用によってはゼロではないわけで、そういう対応でよいのかどうかというのは、事案の性質にもよると思いますけれども、ある程度基本形態みたいなものを考えておく必要性がありはしまいかと感じました。

以上でございます。

○新井主査 ありがとうございます。

まだ時間もあるようですから、もし、ほかに御意見があれば。

水戸市の小林さん、よろしくお願いします。

○高橋委員代理(小林水戸市福祉部調整監) 御質問か要望かというところですが、厚生労働省の資料の27ページの「論点」のところで、利用支援事業に関する全国統一基準を設定する場合、その対象や財源についてどう考えるかということで、利用支援事業の中の特に後見人の報酬助成の部分ですが、低所得者の方に対して、後見の報酬助成ということで、水戸市でも実施しているところですが、後見報酬の額がなかなか算出根拠みたいなのが示されることがないので、助成額を決定するときに、予算を取るときに、どのぐらいの金額で設定したらいいかというのは常々課題になっていまして、実際に、後見報酬がある程度高い金額に設定されてくると、助成額が低いということになると、被後見人の負担が増えてくるということもあるので、全国統一の基準はどういう形でできるのか分からないのですが、実際に後見人になる方の職種とかによってもかなり金額が変わってきてしまう場合もあるかもしれないのですが、そういうところで、被後見人の負担を少なくするために、何らかのそういった算出根拠みたいなのを事前に示していただくと、こちらでも、報酬の予算が立てやすいというところがあり、できれば御検討いただければというのが意見でございます。

○新井主査 今のは意見ということで、特に回答はよろしいですか。

○高橋委員代理(小林水戸市福祉部調整監) 結構です。

○新井主査 青木委員、お願いします。

○青木委員 ありがとうございます。

まず、参考資料で加えさせていただきましたけれども、日弁連のほうで、先週、この報酬助成に関する意見書を出させていただきましたので、内容は十分にわたりますので、ここで御紹介はいたしませんけれども、改正法の議論をしているときからも、現場の後見人をしている弁護士会の各弁護士会の声として、この報酬助成制度は、いずれにしてもきちんと整備されなければ、法改正以降も担い手としての責任を持った対応は難しいという意見が多数出されましたところから、今回、意見書という形でまとめさせていただいたというものになっています。

基本的には、市町村が実施主体とはいえ、この性質上、国の民法上の制度に関する助成ですので、全国的に統一の基準でしっかりとやっていただくとともに、現在、生活保護世帯で、預金も数十万を超えたら適用外という非常に限定された枠組みになっていることに含め、市町村によって全然違うことによる格差が、非常に使えない状態にもなっているということもありますので、ぜひ、統一の基準でお願いしたいということと。

そのためには、市町村に財政的負担を負わせることは不可能ですので、しっかりとその基準に沿った運用をする以上は、国が市町村の財政の不足した部分を補えるような、義務的経費とも書かせていただいています。必ずしも義務的経費が難しい場合でも、市町村にしわ寄せがいくと、結果的には、事実上の要件を絞った運用にしかありませんので、この点をしっかりと支える制度にいただきたいということで、詳しく野村総研のデータも使いながら意見を出していますので、私の意見とも併せてと思っております。

次に、市町村申立てについてですけれども、こちら、日弁連でも意見を取りまとめているところでもありますけれども、数がそこそこに増えてきているとはいえ、現場では非常に迅速ではない、6か月待ち、1年待ちの首長申立てまだまだ普通にありまして、そのために成年後見制度は使えないとか、あるいは無理やり本人申立てにするとか、そういった実態が多数ございます。

そういう意味で言いますと、首長申立てが、例えば普通は3か月以内ぐらいの標準処理期間でしっかりとできていくための体制づくりとか、それから、戸籍とか親族調査が円滑に行われるための戸籍調査の広域調査等も、職務上の公的な目的でできるようにするような環境整備とか、あるいは、戸籍調査も含めた実務を担う分野を適切な役割分担をすることによって、アセスメントをしっかりとしながら、それこそ必要性や、一旦始まった後のことも含めて、首長申立てについて管理をしていくことになったときに、そのことと事務負担と実際に対応を担っている現場の専門職の皆さんとの連携を、小さいところも大きいところもしっかりとつくっていただくという体制づくり、これは結局のところ、受任調整と首長申立ての関係をどうしていくかということにもつながりますけれども、そういった仕組みづくりをすることによって、円滑な首長申立てにつなげていただくことが重要だと思っています。

現在、問題になっています首長申立てと親族の関係については、ほとんどの首長申立ては、親族が全く頼りにならず、申立てに関与していただけないから首長申立てになっているのであって、例外的に親族が現れる場面は、むしろ虐待事案等における首長申立て事案について、その後、虐待をしている親族等との関係で問題になるということが大半でありますので、そこについて、何か現場の現在の見直しが不十分であるという認識ではないのではないかと考えています。

こちらは、実際に支援をしている現場では、やむを得ない事由による措置でなかなか施設入所できない、それから、首長申立てもぎりぎりようやくやるということで、厳密過ぎる、もっと積極的にやっていただきたいのに、本当に必要でやむを得ないものしかやって

ないという現状もありますので、そういった中で起きている問題だと認識しますので、何か親族調査について、改めてそれを慎重にするとかいう形での見直しが必要なものではないということははっきりと申し上げておきたいなと思っているところになります。

それから、高齢者虐待対応のやむを得ない事由による措置と面会制限につきましても、そちらのほうでの要件を各市町村が法やマニュアルに基づいてしっかりやっていくことは重要だと思いますけれども、現在、やむを得ない事由による措置の判断や面会制限の判断が、非常に緩やかに行われているとか、基準に基づかずに行われている。これもないと思っていますので、むしろ、そこはしっかりと従来どおりの考え方を、さらに充実していくという対応で十分なのではないかと思っていますところになります。

それから、3点目で、法テラスの問題です。先ほど詳しく御説明したところにつきましては、現行法上での対応としての問題だと思っていますので、現行法制、本来は第二期基本計画で終わるべき問題として検討していることになりますけれども、それとは別に、地方との連携という観点でいきますと、今日、御紹介のあったような特定援助の事業だけではなく、出張相談とか電話相談とかオンライン相談が、法テラスでは、コロナの対応や震災対応の中で非常に進んできていますが、これが必ずしも中核機関等が手法的な連携が必要なときに、こういった法テラスのインフラを十分活用できてないという問題があると思っています。

それから、法テラスでは、法律上の事業ではなくて、試行的な事業であります。ケース会議への弁護士等の助言・派遣という事業もやっていて、非常にニーズがあることが確認されています。そういったものを、もう少し法テラスのインフラをしっかりと活用した上で、各中核機関等が司法との連携をしっかりと図れるというために、役割・位置づけを充実する必要があると思っています。

それから、新しい制度の中では、後見類型が廃止され、補助人に個別の代理権を付与することになりますので、制度利用の申立てにおける代理援助の要件の拡大が検討課題になると思っています。

それから、現行法では、確かに後見人の報酬助成ということが出来るものには総合支援法はなっておりませんが、法律事務・裁判事務について、弁護士等が代理権を付与されて行うことが、今後、単独の代理権付与としてあることが想定されますところ、そうなった場合には、そういった後見人の報酬の助成については、総合支援法の改正も含めて、代理援助の一環として、代理援助の別の類型として、1つ新しい枠組みを考えるというのも十分に第三期基本計画では検討に値するのではないかと思っています。

以上です。

○新井主査　ありがとうございました。

それでは、住田委員、お願いします。

○住田委員　ありがとうございます。

私からは、まず2点質問したいのですが、資料14ページです。1点目は、虐待との関係

ですが、成年後見制度の利用割合と首長申立てについての実態ですが、資料によりますと、虐待によって分離を行った事例で、成年後見制度の利用者はわずか6%にとどまっている。この数字は、権利擁護支援の観点からは少な過ぎるという印象を受けます。虐待事案では、虐待者以外の親族に、その後の対応、適切な関わりや財産管理などを期待することが困難なケースが多々あります。また、分離後の支援においては、措置解除後の居所の検討や、契約手続、財産管理など、本人保護のための専門的な支援が不可欠になってきます。しかし、現状では、こうした本人保護や権利擁護の観点からの首長申立てが適切に実施されているとは思えません。

そこで伺いたいのですが、ここには、分離した場合の割合が書いてありますが、分離していないケースにおいて、どの程度首長申立てが実施されているのかお分かりになれば、教えていただきたいと思います。

また、2点目に、市町村に対する都道府県のサポート体制についてです。養護者虐待の現場において、市町村が必要な事実確認とか虐待の判断をせず、支援者が対応に苦慮している場合が多くあります。そのような場合、都道府県から市町村に対する助言などのサポートをしてもらえるという体制はあるのでしょうか。

併せて、施設従事者虐待が発生した場合については、都道府県が事業所の指定権者であるという関係性から、具体的にどのように対応してもらえるのか、都道府県における対応スキームの有無も含めて現在の状況を教えていただきたいと思います。

また、これは意見ですが、KPIでは市町村長申立てに関する研修を位置づけています。その中で、市町村長申立ての入り口だけではなく、候補者調整を行った専門職に対しての報酬助成の有無としての成年後見制度利用支援事業についても検証の中に入れていただきたい。市町村は、市町村長申立てをして、候補者調整まで中核機関に依頼したら、あとは市町村の役割としてはおしまいと考えている場合もあります。

しかし、そこはあくまでも入り口であり、後見人が受任してからが始まりです。そのときに、報酬まで考えて市町村長申立てを行うことをしっかり理解し、認識していただいて、それぞれの町の利用支援事業の要綱の見直しも含めて御検討いただけるような研修にしていきたいと思います。

以上です。

○新井主査 分かる範囲で結構ですので、厚生労働省、いかがでしょうか。

○濱本高齢者支援課長 高齢者虐待防止法の関係を所管しております老健局高齢者支援課長でございます。

今、御質問がございました14ページですね。成年後見制度を利用された方の虐待を受けた被虐待高齢者のうち、少な過ぎるという点がございますけれども、データの整理だけまず申し上げますと、こちらの市町村申立ての事例が1,054人。というのは、分離を行った、行っていないにかかわらず、分離を行った方の数字ではないということ。

一方で、御指摘のとおり、全体の中で、虐待を受けた方のうち、成年後見制度の利用に

移行されている方が少な過ぎるのではないかという御指摘につきましては、虐待の対応につきましても、例えば養護者、御家族の方々が何か手を出してしまったというときに、市町村が例えば介入するなどして、その後、状態が落ち着いたという事例もありますので、この数字のパーセントのみをもって一概に成年後見の利用への移行が少な過ぎるといった判断まではちょっとできないのかなと思っておりますけれども、引き続き、こういった実態があるか、あと、御指摘いただいたような、市町村の担当で、こういった難しい事案ほど、対応が当然難しいというのがあると思いますので、先ほど資料の説明で申し上げました毎年度の虐待防止法に基づく調査などを通じて、市町村の課題認識などは引き続き聞き取ってまいりたいと思います。

また、市町村の担当者が、対応が難しい案件などの場合に、都道府県などの専門職などから支援を受けられるようなスキームがあるのかということですが、資料17ページでございます。都道府県においては、47都道府県のうち38都道府県において、福祉・法律専門職等による権利擁護の相談窓口を設置しております。

実際に、市町村において活用できているのかというところでございますけれども、我々の調査では、活用ありと答えたのが約半数弱、また、今後活用したいと答えているのが40%ぐらいございますので、そういった活用の意向、あるいは活用既にされているのはかなり多くあるのではないかと思いますけれども、これが個々の案件まで行き届いた形かというのは、なかなか難しい点もあろうかと思いますので、引き続き、権利擁護等推進などを含めて、推進を図ってまいりたいと思います。

ひとまず、以上でございます。

○新井主査 ありがとうございます。

○中野委員 ちょっと違う視点の発言でもよろしいでしょうか。

○新井主査 はい。

○中野委員 中野です。私は、民事法律扶助の活用ということで少し御意見を述べたいと思います。

京都は市町村長申立ての割合が11.4%で、例年数字が低く、これはもう少し何とかならないかと思っているところですが、その裏返しとして、本人申立てによる民事法律扶助を活用するというケースが結構多く、私自身も実際そういった形で申立てを行うことが少なくありません。

1つの例としては、法テラス白書の中に、令和6年度の司法書士の書類作成援助の事件別内訳があって、私の地元、京都では、235件中194件ということなので、82%が家事事件で、その中で、後見開始等の申立ての事件は多くあると思います。これは、全国が49.9%ですので、割合は結構高い状況にあると思われます。

要因は幾つかあるのですが、1つは、京都は市町村長立てが低いというのはありますけれども、京都市において、比較的早い時期に、成年後見制度利用支援事業要綱が改定されて、助成対象が首長申立てに限定されなくなったところから、特に、保佐とか補助ぐ

らいの方ですと、御本人に説明して、御理解いただいて、特にその方が生活保護を受けている方ということですので、最終的には償還免除も考えられますので、利用支援事業を使うことを想定して、本人申立てで法テラスを使うことが、結構ございます。

これは、市町村長申立てが選任までに時間がかかってしまうということも確かにあるのですけれども、ただ、こういった支援の在り方をするときに、御本人に丁寧に説明し、自分自身が制度利用をするということを理解していただきながら、申立てを進めることになりますし、申立て段階から本人の関係性を築いているということで、書類作成に関与した司法書士がそのまま候補者になって、選任されるということもございます。こういった民事法律扶助を活用した本人申立てについては、申立ての段階から信頼関係を構築しやすいという利点がありますので、本人の意思決定支援という観点からも、このような本人申立ての活用は、今後、さらに推進してもいいのかなと私自身思っているところでございます。

京都でも法テラス京都が主催される会議があつて、私たちも出させていただいていることがあるのですけれども、こういった形の連携はもっと進めていけたら良いと思っております。

それから、先ほど少し市民後見人のところで申し上げようと思ったのですけれども、首長申立て選任の過程で、市民後見人にふさわしいケースが検討されるということがありますが、市区町村長申立ては困難事案が少なくなく、市民後見人を選任したいのだけれど相当する事件がなかなかないという課題があると感じます。

また、私自身首長申立て以外の申立てで、市民後見人に相当かなという相談を受けることもございます。ですので、そういったときには、市民後見人を候補者として申立てることを中核機関と相談しつつ進めるなどの意識を申立てに関与する専門職が持つことも必要ですし、特に、収入や資産が十分でない方で、課題がそれほどなくしかも、保佐・補助ぐらいの方ですと、本人もいろいろお話しできるので、伴走的に本人を支援する市民後見人に向いているケースも少なくないと考えます。なので、少し広げた形で考え、連携も深めることを検討していけるのではと思っております。このようなことから法テラスとももっと連携できたらよいのではと思っております。

以上です。

○新井主査 ありがとうございます。

飯山委員、お願いします。

○飯山委員 ありがとうございます。

○新井主査 ただ、時間ちょっと迫っていますので、その点御考慮いただければ大変ありがたいです。

○飯山委員 手短にお話をいたします。

日本メンタルヘルスピアサポート専門員研修機構の飯山でございます。

今日、お話を伺わせていただいて、自分として思ったのは、市民後見人の方がこれから

は結構大事になってくるのかなと思いました。身近に相談したり、寄り添ってくれたりしていただける方がいると、当事者としては非常に心強いと思うので、研修を受けて、そういった方がおられるということなので、そういうこと自体を一般市民がより知る機会といえますか、そういうことも大事なのかなと思っていますので、こういう市民後見人の方がどんどん増えていただいて、これから必要な方にとって、そういう方々が身近にいるのが、社会的にもよくなっていくのかなと思いました。

以上です。

○新井主査 ありがとうございます。

発言は、それでよろしいでしょうか。

では、私のほうから、1つ補足ですけれども、前回のこの会議のときに、私のほうから、国連のほうで新しい条約ができたというお話をしました。障害者権利条約も既にあるわけですけれども、新しく、高齢者権利条約という条約が国連で制定されたということで、厚生労働省の方にお聞きしたら、入手はまだされてないそうですが、話自体は把握しているということですが、できるだけ早く、これは厚生労働省にお願いしたらいいのか、法務省にお願いしたらいいのか分かりませんが、入手していただいて、我々の議論の参考にできればと考えていますので、そのあたりよろしく願いいたします。

ということで、今日の会議はこれくらいで終了したいと思います。事務局から何か補足することがありましたら、お願いいたします。

○金久保室長補佐 最後に、事務局から事務連絡でございます。

次回、本ワーキング・グループの第3回は9月10日（木）の午前10時から開催を予定しております。会場は、本日とは異なり、東京虎ノ門グローバルスクエアという会場になります。13日の専門家会議と15日の前回の第1回本ワーキング・グループで使用した会場となりますので、御留意ください。

また、本日の議事録については、速記が起きてきた後に、委員の皆様それぞれに確認をいただいた上で、ホームページに掲載いたしますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○新井主査 予定されていた時間にほぼ到達しましたので、今日の会議はこれで終了したいと思います。皆さん、積極的な協力と進行にも御協力いただいて、本当にどうもありがとうございました。

これで終了といたします。